

(採択日)

システム工学国際協議会日本支部 規約

第1条 名称

本組織の名称はシステム工学国際協議会（INCOSE）日本支部とする。INCOSE日本支部は、システム工学国際協議会（以後、協議会と呼ぶ。）の規約第4条第5項に基づいた、協議会の正式な地域支部となる。

第2条 目的

INCOSE日本支部の目的は、世界レベルのシステム工学を産業界や学术界、政府機関において、システム工学の意味・意義を伝え、その理解を進め、そして実践していくことを促すことである。

第3条 目標

INCOSE日本支部の目標は、システム工学の知識の普及活動の拠点となることである。加えて協議会の協力を通じて、次のような活動を行うことである。

- 1 システム工学の教育及び研究に関わる協力を進めること
- 2 システム工学のプラクティスを体系化した専門的標準規格の確立に向けて努力すること
- 3 システム工学を実践している人々の専門性の改善に貢献すること
- 4 システム工学のプロセスやそのプラクティスの改善に資する研究活動や教育活動に対する政府や産業界の支援を促すこと
- 5 INCOSE日本支部の担当地域における産官学と協力によるINCOSE日本支部の活動を促進すること

第4条 活動

- (a) INCOSE日本支部は、会議やワークショップ、セミナー及び講座の開催を促進し、必要に応じてこの種のイベントを主催、協賛する。
- (b) INCOSE日本支部は、システム工学の知識の普及に必要なコミュニケーションの機会を支部会員に提供する。
- (c) INCOSE日本支部は、システム工学の実践能力を高める研究活動や教育活動を増やすための活動を行う。

第5条 会員

第1項

協議会が認めた会員は、INCOSE日本支部の会員となることができる。

第2項

INCOSE日本支部は、協議会規約第1条の会員に関する方針に従うものとする。

第6条 役員会

第1項

INCOSE日本支部の諸業務は、役員会が管理するものとする。また、本規則で規定した条件を前提としつつ、役員会はそのための規則を決定できるものとする。

第2項

役員会は、会長、副会長 / 次期会長、会計長、事務長、直近の会長経験者及び5～15名の選出役員で構成する。6名以上の会員を有する組織（企業或いは法人等）は、自動的に選出役員の1つのポストを保持する資格を持つ。役員は、次期任期における役員数を投票によって決めることができる。

第3項

役員会は、INCOSE日本支部の日々の運営・管理に必要な処理をとるものとする。

第7条 幹部職員

第1項

会長はINCOSE日本支部の業務の全般的監督を行う。会長はINCOSE日本支部の各種会議及び役員会議の議長を務める。会長は協議会に対してINCOSE日本支部を代表する。

第2項

副会長 / 次期会長は会長を補佐し、会長がその職責を果たせない場合には会長の職責を引き受けるものとする。副会長 / 次期会長は、会長の在任期間満了又は会長辞職の場合に会長を引き継ぐものとする。

第3項

会計長は、INCOSE日本支部の財務を担当する。会計長は、役員会の承認に基づき、INCOSE日本支部に支払われた全ての資金を受け取るとともに、INCOSE日本支部に対する全ての請求に対する支払いの承認を行う。会計長は、日本支部会員及び協議会に対して、INCOSE日本支部の年次財務報告を行う。

第4項

事務長は、INCOSE日本支部の全てのミーティング及び役員会議の議事録を準備するとともに、全ての記録を管理するものとする。事務長は役員会とINCOSE日本支部会員及び協議会とのコミュニケーションを提供するものとする。

第5項

INCOSE日本支部の職員及び役員は、規約に示されているような在任期間を有する。

第8条 運営

第1項

INCOSE日本支部や支部に所属する各種組織や委員会に提起された議案は、投票総数の過半数をもって決せられるものとする。但し、規約において別途規定されている場合は除く。

第2項

INCOSE日本支部に関わる議案に投票を行う際、無記名投票は、役員会によって推奨される場合に使用する方法とする。

第3項

会費未払いであるが、良好な関係になる会員については、会員のミーティングにおける議論やプロシードディングに参加することができるとともに、会議における全ての事項において投票を行うことができる。また、これら会員のうち10%は、定足数に入れることができる。

第4項

各会員は会員に付託された議案に対して投票権を1つだけ有する。代理による投票の権利は有さないものとする。

第5項

「ロバートのルール」(Robert's Rules of Order。訳注；アメリカで定評のある組織運営のガイドブック)の改訂版が、適用可能な場合、INCOSE日本支部とその所属組織や委員会の全てのミーティングにおける業務の実施を決定するものとする。但し、規約に反する場合は除く。

第9条 役員候補指名・選挙

第1項

職員及び役員候補指名及び選挙プロセスは、候補指名・選挙委員会の所掌である。候補指名・選挙委員会は、無記名投票用紙郵送の少なくとも30日前までに、次年度の職員と役員候補者名を受け取る。候補指名・選挙委員会は、空席となる役職の候補者名簿を準備、有資格者であることを確認し、全会員に無記名投票用紙を送付する。郵送による無記名投票は10月1日～10月30日の間に行い、12月1日までに結果を発表する。

第2項

職員及び役員は、INCOSE日本支部の会員投票の過半数をもって選ばれるものとする。

第3項

職員及び役員任期は1年であり、任期は1月1日以後の最初のINCOSE日本支部のミーティングから始まるものとする。

第10条 空席の扱い

候補指名・選挙委員会は予定外の空席が発生した場合に、その役職の候補者を指名する。職員及び役員がその候補者リストを承認するものとする。承認された場合、候補者リストは日本支部ミーティングで提出、採決されるものとする。

第11条 ミーティング

第1項

- (a) プログラム・ミーティングやその他の会員によるミーティングは、少なくとも四半期ごとに開催する。
- (b) INCOSE日本支部の会員のビジネス・ミーティング及びプログラム・ミーティングの構成は、プログラム委員会の所掌である。
- (c) 各種委員会や小委員会のミーティングは、各委員会/小委員会の委員長及び委員の所掌である。
- (d) INCOSE日本支部のミーティングでは、事前に配布するアジェンダに従って議事運営を行うものとする。

第2項

- (a) 特別ミーティングは、プログラム委員会又は役員会によってスケジュールされる。
- (b) プログラム委員会は特別ミーティングの申込料金を評価できるものとする。

第3項

- (a) 役員会は少なくとも年2回開催するものとする。
- (b) 役員会が成立する定足数は、役員会の過半数とする。

第12条 委員会

第1項

各種委員会は、INCOSE日本支部にとって利益があると判断された場合、役員会によって設立される。委員会の例として、プログラム委員会（事業委員会）、予算・財務委員会、候補指名・選挙委員会、歳入委員会、学術委員会、チャプター開発委員会等がある。

第2項

各種委員会は、その目的と効率という面で、役員会から毎年レビューを受けるものとする。

第3項

各種委員会の委員長は会長によって選ばれるものとする。

第13条 財務

第1項

INCOSE日本支部の会計年度は、協議会の会計年度に合わせるため、5月1日から4月30日までとする。

第2項

役員会は、会計年度ごとに、予算・財務委員会が準備する概算の歳入・歳出の運営予算を承認・確立する。会計長は、予算・財務委員会のメンバーであるものとする。会長及び会計長には、INCOSE日本支部の有する銀行口座及び金融商品に署名する権限を有する。

第3項

各種委員会及び役員会のメンバーは、提供した労働に対する如何なる補償も求めないものとする。役員会は、INCOSE日本支部活動成果に基づく支出の支払い権限を持つ。

第4項

各種委員会や小委員会、役員会のメンバーによって集められたINCOSE日本支部の全収入は、会計係によって計上され、会計長に渡され、監査される。

第5項

会計長は、予算・財務委員会の支援のもと、財務報告を準備する責任がある。

第6項

役員会は、INCOSE日本支部を代表して、遺贈・遺言・寄贈等によって不動産や個人財産を受取り、これを独占的又は委託された状態で保持し、これを投資・再投資・管理し、上述の資産とそこから得られる収益を、INCOSE日本支部の目的に資金を運用する権限を有するものとする。また、役員会は、INCOSE日本支部の目的を遂行するために、INCOSE日本支部の資産の配分に関する権限を有するものとする。

第7項

INCOSE日本支部は、その資産を、本規約に示した目標や目的を達成するために使用し、資産のいかなる一部もINCOSE日本支部のメンバーの利益のために分配することはない。INCOSE日本支部の解散の際は、全ての負債を支払った後の純資産を解散後90日以内に協議会に返還するものとする。

第14条 表彰

役員会は、システム工学の実践に業績を残した個人或いは組織、又はINCOSE日本支部に貢献のあった個人或いは組織を認めた賞を設置する権限を有する。賞の資格や要求、或いはその承認に起因する関連する特権は役員会にて確立するものとする。

第15条 規約の改定

第1項

本規約の修正は、歳入委員会を通じて、役員会の過半数或いはINCOSE日本支部のアクティブ・メンバーの最低15%以上の署名によって提案される。

第2項

提案された修正案は、歳入委員会或いは役員会によって検討され、全会員へ報告及び提言を行う。修正案は記名投票によって承認を受ける。

第3項

修正案の承認はアクティブ・メンバーの記名投票により、充足数を超えた上で、投票者の2/3以上の賛成が必要である。

第4項

本規約の修正の場合、充足数は会員数の20%と定義する。

第5項

本規約のレビュー及び更新は、歳入委員会又は役員会によって4年ごとに完了するものとする。

規約のテンプレートの使い方

となっている部分には、承認された貴方たちの支部の名称を埋めましょう。単純な置換で文法的に問題はないでしょう（例外は第1条のみでしょう）

以下の表は、特に指定がない限り、実質的に変更を加えてはならない条項の一覧です。

必須条項	変更可能な事項
第2条	支部名
第3条	支部名
第5条	支部名
第8条	支部名
第9条	支部名
第10条	支部名
第11条	支部名。但し、四半期毎のミーティングは必須ではありませんが、それ以下の頻度となると支部の運営上問題でしょう。
第12条	支部名
第13条	支部名。第1項で、会計年度は変更できます。協議会の会計年度に必ずしも合わせる必要はありません。
第14条	支部名
第15条	支部名

以下の表は、あなたの支部で認められた内容を盛り込むことができる変更可能な条項の一覧です。

変更可能な条項	変更を推奨する点
第1条	支部名に応じて文法的に調整してください。
第4条	過度に具体的にならないように、支部活動の焦点を反映するように条項を調整してください。
第6条	第1項と第3項は、支部名以外は、変更しないで下さい。第2項は、必須として扱うものではないベストプラクティス的な内容が含まれています。新しい支部では、役員会の役職を自動的に埋める必要はありません。米国以外の場合、第4項を加えて、法人の性質と当該組織が非営利であること、並びに当該支部での業務上の言語を示す必要があるかも知れません。「業務上の言語」という言い方は、あなた方の言葉を意味しているのですが、国際的コミュニティで使用するために作成する文書では、特に指定がない限り、英語を使ってください。
第7条	支部名と、第3項については、米国以外の支部では、「会計長は当該国の所得税申告の提出を行うものとする」という条文も必要でしょう。その他の税金については、必要に応じて追加記述してください。

INCOSE CHAPTER
CHARTER APPLICATION

CRITERIA	
Name of Chapter 支部名	<i>INCOSE JAPAN CHAPTER (IJC)</i>
Application Point of Contact 申請に関する責任者	<i>Dr. Ohkami</i>
Area covered by chapter 当該支部の担当地域	<i>Japan</i>
Candidate academic, business or government organizations with a need for or practicing Systems Engineering	<i>JAXA MELCO JAMSS</i>
Sponsor(s) to-date	
Chapter Bylaws	See attached bylaws unanimously adopted at our organizational meeting on <i>date</i>
Current Members	See attached list
Interim Officers and Committee Chairs	<i>President: V. P. Secretary: Treasurer: Programs: Communications: Membership:</i>
Next meeting	<i>Date, Location, Theme (if known)</i>

Submitted by:

President

Date Secretary

Date